

弘前大学経済学会会則

施行 昭和51年4月1日

- 第1条 本会は弘前大学経済学会と称する。本会の事務局は弘前大学人文学部経済経営課程研究室内に置く。
- 第2条 本会は経済学とそれに関連する社会諸科学の研究・調査を促進し、且つその成果の発表と普及を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 研究会及び学術講演会を開催すること。
 2. 機関誌を定期的に刊行すること。
 3. 会員の研究・調査等の成果を随時刊行すること。
 4. その他本会の目的を達成するに必要と認められた事業を行うこと。
- 第4条 本会は次の会員を以て組織する。
1. 普通会員 弘前大学の教員は申込みにより普通会員となることができる。
 2. 学生会員 弘前大学の学生は申込みにより学生会員となることができる。
 3. 卒業生会員 弘前大学の卒業生は申込みにより卒業生会員となることができる。
 4. 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を賛助しようとする者は、賛助会員となることができる。
 5. 特別会員 普通会員1名の紹介と評議員会の承認を得た者は特別会員となることができる。
 6. 名誉会員 評議員会の推薦を受けたもの。
- 第5条 本会の会務を処理するために次の役員を置く。
1. 会長 本会を代表し、会務を総括する。
 2. 評議員 普通会員全員を以てあて、会務を処理する。
 3. 事務局員 本会の事業遂行に関する業務を担当する。
 4. 編集委員(若干名) 機関誌その他の編集業務及び他機関の刊行物との交換業務を担当する。
 5. 会計委員(2名) 本会の会計事務を担当する。
 6. 会計監査委員(1名) 本会の会計監査を担当する。
- 第6条 本会の役員は評議員会において選出し、その任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 第7条 会員は本会の事業に参加できるとともに機関誌その他の刊行物の配布を受けることができる。
- 第8条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第9条 会員は弘前大学経済学会会費規定に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。会費を1ヶ年以上滞納した会員については、評議員会の議決を経て、その者が退会したものと認定して処理することができる。
- 第10条 本会は毎年1回事業の実施状況と事業計画、決算及び予算などの報告を行う。
- 第11条 本会の会則及び会費規定の改正は評議員会の決議によるものとする。

(附記)

- 平成11(1999)年6月23日一部改正
平成17(2005)年1月26日一部改正
平成21(2009)年5月13日一部改正